

選 択 約 款
(産 業 用 A 契 約)

令 和 元 年 1 0 月 1 日 実 施

武 陽 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結及び契約期間	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 契約の精算額	4
10. 契約最大時間流量超過時の取扱い	7
11. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い	7
12. 名義の変更	7
13. 契約の変更又は解約	7
14. 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間流量超過精算額 又は契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算	8
15. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	8
16. 本支管工事費の精算	9
17. 緊急調整時の措置	9
18. そ の 他	9
付 則	
1. 実施の期日	10
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	10
(別表第1) 料金及び消費税等相当額の算定方法	11
(別表第2) 料金表	12

1. 目的

この選択約款は、産業用等でガスをご利用いただいているお客様向けに、ガス料金、その他の供給条件を定めたものです。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社はガス供給約款又はガス小売約款の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス供給約款又はガス小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社がガス供給約款又はガス小売約款のみを変更する場合は、ガス供給約款又はガス小売約款の規定によります。

3. 用語の定義

この選択約款及びこの選択約款に基づくガス需給契約（以下「ガス需給契約」及びガス供給約款又はガス小売約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月使用分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「契約最大需要月使用量」とは、契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定

により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

(11) 「単位料金」とは、8に規定する基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大時間流量の600倍以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が2,500立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結及び契約期間

(1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。

(2) お客さまが、新たにこの選択約款に基づく契約の締結を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。

- ① 契約最大時間流量
- ② 契約最大需要月使用量
- ③ 契約年間使用量
- ④ 契約年間引取量
- ⑤ 契約月平均使用量
- ⑥ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

(4) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 当社は原則として負荷計測器により、1時間あたりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (3) 負荷計測器本体費用は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、ガス供給約款又はガス小売約款に定める支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、お支払いの時期により、(3)に定める早収料金又は(4)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、ガス供給約款又はガス小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(6)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日がガス供給約款又はガス小売約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3%割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) 当社は、早収料金、及び遅収料金について、その計算結果、1円未満が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (6) 当社は別表第2の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。
- (7) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款に基づく契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、その料金算定期間の早収料金は(6)の規定に基づき算定した1か月あたりの基本料金全額と、(6)の規定に基づき算定した従量料金の合計といたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1の4のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円 ×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円 ×（1＋消費税率）

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

87,490円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第1の4に定められた各3か月における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9545 \\ & \quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0461 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} & \text{イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき} \\ & \quad \text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ & \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ & \quad \text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

9. 契約の精算額

この選択約款に基づく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大時間流量超過精算額及び契約最大需

要月使用量超過精算額とし、当社はそれぞれの精算額を、原則として、当該それぞれの未達又は超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の（１）、（２）及び（５）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

（１）最大時間流量倍率未達精算額

お客さまの契約期間における実績使用量（以下「実績年間使用量」といいます。）が、契約最大時間流量の６００倍未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大時間流量倍率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{契約最大時間} \\ \text{流量の 600 倍} \\ \text{に相当する年} \\ \text{間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単} \\ \text{位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計金額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数} \\ \text{点以下第 3 位を四捨} \\ \text{五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとにガス供給約款又はガス小売約款の規定に基づき算定した早収料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

（２）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔（契約期間における１か月あたり平均実績使用量／契約期間における最大需要期の１か月あたり平均実績使用量）×１００をいいます。〕が７５パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{負荷率 75 パー} \\ \text{セントに相当} \\ \text{する年間使用} \\ \text{量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単} \\ \text{位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計金額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数} \\ \text{点以下第 3 位を四捨} \\ \text{五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとにガス供給約款又はガス小売約款の規定に基づき算定した早収料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

(備考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍したものといたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left[\text{契約年間引取量} \right] - \left[\text{実績年間使用量} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別} \\ \text{使用量に各月の単位料} \\ \text{金を乗じたものの合計} \\ \text{金額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第} \\ \text{3位を四捨五入した額} \end{array} \right)$$

(4) 契約最大時間流量超過精算額

お客さまの最大需要期の実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大時間流量が契約最大時間流量の130パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、10（1）の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left(\left[\text{実績最大時間流量} \right] - \left[\text{契約最大時間流量} \times 1.05 \right] \right) \times \left(\left[\text{流量基本料金単価相当額} \times 1.1 \right] \times 12 \right)$$

なお、契約期間中に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

(5) 契約最大需要月使用量超過精算額

お客さまの契約期間における最大需要期のいずれかの月における実績使用量（以下「実績最大需要月使用量」といいます。）が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の130パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、11（1）の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大需要月使用量超過精算額} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{実績最大} \\ \text{需要月使} \\ \text{用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{需要月使} \\ \text{用量} \times \\ 1.05 \end{array} \right] \right) \times \left(\left[\begin{array}{c} \text{最大需要月} \\ \text{基本料金単} \\ \text{価相当額} \times \\ 1.1 \end{array} \right] \times 12 \right)$$

なお、契約期間中に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

1 0．契約最大時間流量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、原則として当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めます。
- (2) 当社は、①又は②の場合には（1）の規定を適用いたしません。
 - ① 契約期間満了に伴ってこの選択約款に基づく契約を終了する場合
 - ② 当社がやむをえないと判断した場合

1 1．契約最大需要月使用量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、原則として当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間における契約最大需要月使用量を定めます。
- (2) 当社は、①または②の場合には（1）の規定を適用いたしません。
 - ① 契約期間満了に伴ってこの選択約款にもとづく契約を終了する場合
 - ② 当社がやむをえないと判断した場合

1 2．名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1 3．契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2（1）の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基

づく契約を解約することができるものといたします。

(3) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。

(4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

1 4. 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間流量超過精算額又は契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算

この選択約款に基づく契約の変更又は解約が生じた場合であって、契約変更月もしくは解約の日が属する月以前に契約最大時間流量超過精算額又は契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、①又は②の場合を除き、各精算額算定式のうち「1 2」とあるのを「契約開始の日が属する月から解約の日が属する月までの月数」として当該それぞれの精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

① 1 3 (1) の規定による契約の変更又は解約であって当社がやむをえないと判断しない場合

② 1 3 (3) の規定による解約の場合

1 5. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

(1) 当社は、契約の解約が①又は②の場合を除き、(2) 又は (3) の規定に基づき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

① 1 3 (1) の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合

② 1 3 (2) の規定による解約の場合

(2) 新たにこの選択約款に基づく契約を締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定する契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の選択約款に基づく契約を締結する場合には、(3) の規定によるものといたします。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{1か月あたりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約終了月までの残存月数} \end{array} \right]$$

(3) 新たにこの選択約款に基づく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間流量もしくは契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合又は新たに他の選択約款に基づく契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\left(\text{前契約の1か月あたりの基本料金相当額} \right) - \left(\text{新契約の1か月あたりの基本料金相当額} \right) \right) \times \left(\text{解約日の属する月の翌月から契約終了月までの残存月数} \right)$$

16. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後1年未満の契約期間中において、お客さまがこの選択約款に基づく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社（導管部門）は、原則としてその本支管の延長又は入取替工事に係る当社（導管部門）負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

17. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(3)

$$\text{最大需要月基本料金割引額} = \text{最大需要月基本料金単価} \times \text{契約最大需要月使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

18. その他

その他の事項については、ガス供給約款又はガス小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は令和元年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表第1) 料金及び消費税等相当額の算定方法

1. 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
2. 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金及び最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
3. 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
4. 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - (1) 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (2) 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (3) 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (4) 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (5) 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (6) 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (7) 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - (8) 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の

算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (9) 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (10) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (11) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

5. 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

- (1) 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- (2) 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(別表第2) 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

a. 定額基本料金

1 か月につき	20,900.00 円
---------	-------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	451.00 円
-------------	----------

c. 最大需要月基本料金単価

1 立方メートルにつき	6.43 円
-------------	--------

d. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	96.89 円
-------------	---------

e. 調整単位料金

dの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単
料金といたします。